

平成25年度

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成25年 7月22日

場 所 六戸町役場2階小会議室

## 六戸町農業委員会総会

1. 場 所 六戸町役場 2階小会議室
2. 開会日時 平成25年7月22日(月)午後4時00分
3. 閉会日時 平成25年7月22日(月)午後4時45分
4. 出席委員(14名)

1番 古里 厚子 委員	2番 小野寺 邦男 委員
3番 渡辺 耕一 委員	5番 小泉 兼雄 委員
6番 三浦 英雄 委員	7番 山本 英雄 委員
8番 木村 喜和 委員	9番 久田 伸一 委員
10番 四木 俊一 委員	11番 新山 秀男 委員
12番 岡田 寛視 委員	13番 小林 勲 委員
14番 高舘 孝 委員	15番 金淵 盛一 委員
5. 欠席委員(0名)
6. 会議に付した案件
  - 町議案
    - 報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
    - 報告第7号農地の転用事実に関する照会について
    - 議案第6号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
    - 議案第7号六戸町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
    - 議案第8号六戸町農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について
    - 議案第9号農地等の現況についての照会について
  - 県議案
    - 議案第4号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
7. 会議録署名委員

9番 久田 伸一 委員	10番 四木 俊一 委員
-------------	--------------

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 山本 晃 広      事務局 次 長 佐藤 一 也  
事務局 主 事 円子 和 史

9. 書 記

事務局 主 事 円子 和 史

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻になりましたのでただ今より、7月農業委員会定例総会を開催します。

六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので総会が成立することを報告します。  
それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告を行います。

事務局長 資料に基づき業務報告を行う。

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。

会長 それでは、ただ今より7月総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は、ありません。

議長 議事録署名委員の氏名については、9番 久田伸一委員 10番 四木俊一委員を指名します。  
参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主事を指名します。  
会議規則第11条（法律第24条）の確認については、該当者はありません。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。  
議案3頁に基づき説明（省略）

議長 事務局よりの説明が終わりました。  
異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより報告第6号を採決いたします。  
おはかりいたします本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 異議なしと認めます。よって報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、報告第7号「農地等の転用事実の照会について」を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第7号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
議案5頁に基づき説明（省略）

議 長 事務局よりの説明が終わりました。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより報告第7号を採決いたします。  
おはかりいたします、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。よって報告第7号「農地の転用事実に関する照会について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。  
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。  
議案7頁に基づき詳細に説明（省略）  
以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局よりの説明が終わりました。  
それでは、委員の方々が現地調査をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

13番 小林委員 現地調査は、私他4名で農地法第3条・第5条に係る案件について行いました。その中で、特に問題となるような土地は御座いませんでした。  
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

9番久田 親戚間での有償移転になるのか。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 親戚間での有償移転になります。  
議長 ほかに質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第6号を採決いたします。  
おはかりいたします、本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議長 異議なしと認めます。  
よって議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」は原案のとおり決することに決定いたしました。

議長 つづいて、議案第7号「六戸町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」と議案第8号「六戸町農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について」は関連がありますので続けて議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 「六戸町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」ご説明いたします。  
六戸町農地移動適正化あっせん基準の一部を次のように改正するので、承認を求め  
るものであります。  
議案9頁～14頁に基づき詳細に説明（省略）  
「六戸町農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について」ご説明いたします。  
六戸町農地移動適正化あっせん基準細則の一部を次のように改正するので、承認を求め  
るものであります。  
議案16頁～23頁に基づき詳細に説明（省略）

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

2番

小野寺委員 総農家数について戸数の抽出基準はありますか。

事務局 30a以上の農地を持っている戸数を総農家数としております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第7号と議案第8号を採決いたします。  
おはかりいたします、本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。  
よって議案第7号「六戸町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」と議案第8号「六戸町農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について」は原案のとおり決することに決定いたしました。

議 長 つづいて、議案第9号「農地等の現況についての照会について」議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 「農地等の現況についての照会について」ご説明いたします。  
青森地方裁判所八戸支局から別紙土地の現況について照会があったので、意見を求める  
ものであります。  
議案25頁に基づき詳細に説明（省略）

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第9号を採決いたします。  
おはかりいたします、本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。  
よって議案第9号「農地等の現況についての照会について」は原案のとおり決することに決定いたしました。

議 長 つづいて県議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」  
ご説明致します。  
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請の提出があったので、  
県知事に送付するため意見を求めるものであります。  
県議案第5項により説明（省略）

議 長 事務局よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより県議案第4号を採決いたします。  
おはかりいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。  
よって、県議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」は原案のとおり決することに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、全議案の審議が終了しましたので7月総会を閉会致します。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時45分 】